

平成27年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成27年12月24日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成27年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
議事日程の報告	6
報告第3号 専決事項の報告について	6
宮崎洋道枚方東消防署長の提案理由の説明	6
認定第1号 平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	8
谷本真紀子会計管理者の提案理由の説明	8
認定第1号採決	11
議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の 一部改正について	11
西口俊通総務部長の提案理由の説明	11
議案第14号採決	12
議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改 正について	12
西口俊通総務部長の提案理由の説明	12
議案第15号採決	14
議案第16号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	14
角石信宏予防部長の提案理由の説明	14
議案第16号採決	15
一般質問	15
手塚隆寛議員の質問	15
自衛隊との共同の職員募集ポスターについて	
西口俊通総務部長の答弁	16
手塚隆寛議員の再質問	16
自衛隊との共同の職員募集ポスターについて（要望）	
伏見隆管理者閉会のあいさつ	17
池上典子議長閉会のあいさつ	17
閉会（午前10時47分）	18

平成27年12月24日（木）

平成27年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成27年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成27年12月24日（木）

出席議員（16人）

1番	有山	正信	7番	北川	健治	13番	野口	光男
2番	井川	晃一	8番	坂光	勇哉	14番	馬場	才
3番	池上	典子	9番	妹尾	正信	15番	前田	富枝
4番	池添	義春	10番	高見	雄介	16番	森本	雄一郎
5番	漆原	周義	11番	手塚	隆寛			
6番	大地	正広	12番	中武	貞勝			

地方自治法第121条による出席者

管 理 者	伏見	隆	枚方消防署長	滝本	耕三
副 管 理 者	北川	法夫	枚方東消防署長	宮崎	洋道
副 管 理 者	長沢	秀光	寝屋川消防署長	幸	徹
会 計 管 理 者	谷本	真紀子	総務部参事	東口	敏巳
消 防 長	藤中	明広	総務部参事	森本	祐司
消 防 次 長	分林	新吾	警防部参事	岡田	光司
消防次長兼予防部長	角石	信宏	予防部参事	植村	忠由
総 務 部 長	西口	俊通	枚方市市民安全部長	佐藤	伸彦
警 防 部 長	古川	昌純	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成27年12月24日 午前10時00分開会）

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 専決事項の報告について |
| 日程第 3 | 認定第 1 号 | 平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第14号 | 枚方寝屋川消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第15号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第16号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第 7 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 藤 木 浩 介

(午前10時00分)

○池上典子議長 皆様、おはようございます。本日は枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かとご多用にも関わりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成27年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。

本年8月に行われました選挙で市民の皆様の信託を受け、枚方市長に就任し、併せて、枚方寝屋川消防組合の管理者に就任いたしました伏見隆でございます。

本日は、平成27年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

就任以来、3か月が経過いたしました。様々な施策を行っていく中で、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の構築は、何よりも優先しなければならない課題であると考えております。

今後4年間、寝屋川市長の北川副管理者と力を合わせて、枚方・寝屋川両市の安全・安心なまちづくりに向け、全力を注いでまいりますので、議員の皆様におかれましては、どうかご理解とご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今年も残すところあとわずかとなり、火災が起こりやすい時期を迎え、本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施いたしております。

また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型量販店等を対象に特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化にも努めているところであります。

市民の皆様には、健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

本年も、9月の関東・東北豪雨による土砂災害や箱根山、桜島、阿蘇山などでの火山災害など、全国各地で様々な災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われており

ます。

枚方・寝屋川両市では、幸いにも大きな災害がありませんでしたが、昨今、こうした突発的な局地的豪雨による災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するかわからない状況です。

また、近い将来、高い確率での発生が予測されています南海トラフ巨大地震など様々な自然災害に備えていくためにも、市や消防団等との連携を図りながら、危機管理体制を強化し、防災・減災対策に取り組んでまいります。

議員の皆様にも大変ご心配をおかけしています新消防本部庁舎につきましては、先月、免震ゴム装置の全数交換が終了し、今後は、完成検査等の手続きを経て引き渡しを受けた後、来年2月13日には完成記念式典の開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、東洋ゴム工業株式会社に対する損害賠償請求につきましては、構成市や顧問弁護士などと調整を図りながら、適切に対応してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

現在策定中の第4次将来構想計画につきましては、先月の消防組合議会の全員協議会において議員の皆様にご説明させていただいたところであり、議員の皆様からのご意見を踏まえながら、現在、加筆、修正を行っているところです。

今後は、来年早々にパブリックコメントを行い、市民の皆様からのご意見を伺った後、2月に予定しています全員協議会でご説明、ご報告をさせていただき、最終的には3月頃に確定していきたいと考えております。

今回の計画では、基本目標の一つである消防防災体制の充実整備に向け、枚方消防署中宮出張所の建て替えや多種多様な災害に対応できる訓練施設の整備など消防防災拠点を充実していくとともに、大規模災害への備えとして地域の防災力を強化していく事業など様々な施策を予定しております。

特に、昨今、枚方・寝屋川両市の人口が減少していく中、救急件数は、毎年1,000件以上のペースで増加し、今年も既に3万件を超え、昨年を上回ることは確実な状況であり、こうしたことから、救急体制の充実強化を大きな柱としています。

具体的には、枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の救急隊を専任化し、増加に歯止めがかからない救急需要に迅速かつ適正に対応するとともに、救急件数の6割以上を占める軽症への対策として、あらゆる広報媒体を活用しながら、救急

車の適正利用を市民の皆様呼びかけてまいります。

火災予防の分野では、重大な消防法令違反のある防火対象物に対する公表制度を来年4月からスタートし、百貨店や病院、社会福祉施設など不特定多数の方が利用される建物の危険性をその利用者自らが判断し、災害の未然防止に努めるとともに、公表制度を通じてこうした違反対象物の是正にも全力で取り組んでいきたいと考えております。

そのため、本日の定例会では、火災予防条例の一部改正を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

こうした警防や予防、救急の各分野の施策や事業を実現していくため、基本目標の一つに効率的な消防行政運営の推進を掲げ、健全な財政構造の確立に努めながら、変革の時代に即応できる総合的な消防防災体制の充実強化に努めていきたいと考えております。

今後も、市民の皆様から信頼される消防行政の確立と安全・安心なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、平成26年度消防組合歳入歳出決算の認定のほか、専決事項の報告や条例改正の議案を提案させていただいておりますので、何とぞ、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○池上典子議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○藤木浩介事務局長 ご報告申し上げます。まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成26年度、平成27年5月分及び平成27年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○池上典子議長 ただいま報告させましたとおり出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。「5番

漆原議員」「7番北川議員」以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○藤木浩介事務局長 議事日程

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第3号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 枚方寝屋川消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第7 | | 一般質問 |

以上です。

○池上典子議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本議会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第3号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第2号及び第3号損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。宮崎枚方東消防署長。

○宮崎洋道枚方東消防署長 ただいま、上程いただきました報告第3号の専決第2号及び第3号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは、まず専決第2号についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書2ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、平成27年6月17日19時8分頃、救急事案に出動中の枚方東消防署阪出張所の救急車が、枚方市東田宮1丁目1番11号付近の交差点を右折した際、救急車の右側後部を停車していた軽乗用車の右前部バンパーに接触させ、損傷させたものでございます。

損害賠償につきましては、平成27年7月8日に示談が整い、当方側にすべて過失があることから、12万5,280円を相手方の大村美智代氏に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、3ページに物件損害に関する承諾書、4ページに事故概況図を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして専決第3号についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、平成27年10月23日11時30分頃、枚方東消防署楠葉出張所の梯子車が、管内調査のため走行中、枚方市星丘3丁目22番29号の伊藤宅のブロック塀に梯子車左側後部を接触させ損傷させたものでございます。

損害賠償につきましては、平成27年12月7日に示談が整い、当方側にすべて過失があることから、30万6,067円を相手方の伊藤忠明氏に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、6ページに物件損害に関する承諾書、7ページに事故概況図を添付しておりますので、ご参照願います。

2件の事故原因につきましては、機関員が停車していた軽乗用車を避けるため、大回りで右折した際の車両の内輪差や、大型車両の特性であるハンドルを切った際に車体後方が外へ張り出すオーバーハングの認識が不十分であったもので、いずれも機関員の操作ミスと乗組員の安全確認及び連携不足が重なり発生したものでございます。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

事故後直ちに、事故当事者に対しまして、厳しく注意し、再発防止を指導していたにも関わらず、同様の事故が発生しましたことは、誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

この度のことを重く受け止め、全職員に対し、改めて安全運転研修などを通じて、意識啓発を行いながら、安全運転と安全走行の徹底を指導し、交通事故の防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、専決第2号及び第3号の報告とさせていただきます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上をもって、日程第2 報告第3号の専決事項の報告を終結いたします。

次に、日程第3 認定第1号 平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。提案理由の説明を求めます。谷本会計管理者。

○谷本真紀子会計管理者 ただいま、上程いただきました認定第1号 平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

平成26年度は、8月の広島市での土砂災害、9月の御嶽山の噴火、台風18号・19号に加え11月に発生した長野県北部での地震など、多種多様な自然災害が頻発し、改めて危機管理体制の重要性を再認識する年となりました。

本消防組合では、枚方寝屋川両市の消防防災活動の拠点となる新消防本部庁舎建設工事を始め、消防情報システムや消防救急デジタル無線整備など、消防防災体制の整備に取り組んでまいりました。

また、年々増加する救急需要に対応するため、枚方東消防署長尾出張所及び寝屋川消防署西出張所に、新たに救急車を配備いたしました。

今後も、厳しい財政状況が予測される中で、消防の使命を果たすためにも、柔軟な組織体制の構築と効率的・効果的な業務執行に努めてまいります。

それでは、お手元の「平成26年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算書」に基づきご説明申し上げます。決算書の5ページをお開き願います。

まず、歳入の状況でございますが、第1款「分担金及び負担金」から第9款の「繰越金」までを合わせました歳入合計は、収入済額の最下段、93億3,378万3,796円でございます。

次ページ、7ページをお開き願います。

一方、歳出の状況でございますが、第1款「議会費」から第5款「予備費」までを合わせました歳出合計は、支出済額の最下段、92億3,697万2,171円となっており、歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は、9,681万1,625円で、翌年度へ

繰り越すべき財源が9万1,061円でございますので、9,672万564円の黒字となり、同額を翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、「歳入歳出決算事項別明細書」によりご説明申し上げます。12ページをお開きください。

まず、歳入関係でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、67億5,104万560円で、内容といたしましては、負担金として、枚方市から、40億3,719万7,026円、寝屋川市から、27億1,382万2千円を、交野市から、消防情報システム共同整備負担金として2万1,534円をそれぞれ収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料の収入済額は873万6,520円で、主に、危険物関係許可申請等手数料でございます。

第3款 国庫支出金の収入済額は3,083万3千円で、その内容としまして、次ページ14ページをお開き願います。

第1項 国庫補助金は、災害対応特殊消防ポンプ自動車や支援車Ⅱ型などの消防車両の購入に係る、消防防災施設整備費等国庫補助金・緊急消防援助隊設備整備費等補助金でございます。

第4款 府支出金の収入済額は、1,401万2,229円で、内容といたしましては、第1項 府負担金は832万5,229円で、府立消防学校への教官派遣職員1名の人件費相当分の職員派遣府負担金でございます。

第2項 府補助金は568万7千円で、消防用ヘリコプター運営費補助金の常備消防費府補助金でございます。

第5款 財産収入と、第6款 寄附金の歳入はございません。

16ページをお開き願います。第7款 諸収入の収入済額は、3,270万8,567円で、主なものといたしましては、第2項の雑入で、構成両市へ派遣しております再任用職員の人件費相当の収入や防火管理講習会収入などにより3,270万7,807円となっております。

次に、第8款 組合債の収入済額は、23億7,490万円で、高機能消防指令センター総合整備事業や消防救急デジタル無線整備及び消防庁舎整備事業等に係る「消防防災施設整備事業債」でございます。

18ページをお開き願います。

第9款 繰越金 1億2,155万2,920円は、平成25年度からの繰越金でございます。

以上、最下段の歳入合計は、93億3,378万3,796円となっております。

続きまして、歳出関係についてご説明申し上げます。20ページをお開き願います。

第1款 議会費の支出済額は261万9,913円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費の支出済額は、94万6,519円でございます。主なものといたしましては、特別職報酬や公平委員会委員報酬、監査委員報酬などでございます。

22ページをお開き願います。

第3款 消防費の支出済額は、89億3,533万1,959円でございます。

第1項 消防費 第1目 常備消防費の支出済額は、63億5,096万6,831円で、恐れ入ります、25ページをお開き願います。

主なものといたしまして、非常勤職員報酬として、1,130万5,228円。消防職員の給料として、25億666万4,689円。職員手当等23億6,865万8,581円、共済費が8億5,821万9,132円などでございます。

27ページをご覧願います。

11 需用費 は2億1,009万6,152円で、主なものといたしましては、光熱水費、消耗品費、修繕料などでございます。

29ページをお開き願います。

12 役務費 は4,757万233円で、通信運搬費や各種機器等の保守検査手数料などでございます。

13 委託料 は1億6,632万5,623円で、消防情報システムの保守及び消防総務事務等業務委託に係る費用でございます。

14 使用料及び賃借料 は4,193万292円で、消防情報システム機器などの借上げ料でございます。

18 備品購入費 は3,465万9,745円で、携帯無線機や空気呼吸器用ボンベなどの機械器具の購入費用でございます。

19 負担金、補助及び交付金 は8,482万3,746円で、枚方市からの派遣職員の人件費負担金、消防用ヘリコプター運営費負担金などでございます。

次に30ページをお開き願います。

第2目 消防施設費 の支出済額は、25億8,436万5,128円で、この主な内容といたしましては、15 工事請負費が23億1,140万2,917円で、新消防本部庁舎建設工事、消防情報システム及び消防救急デジタル無線整備でございます。

また、18 備品購入費が2億6,092万8千円で、ポンプ車2台、支援車Ⅱ型1台、

遠距離大量送水車 1 台の消防車両の購入費用でございます。

なお、翌年度繰越額として「繰越明許費」 2 億 3,419 万 1,061 円で、繰り越した事業は、「消防情報システム整備」と「消防救急デジタル無線整備」でございます。

次に、第 4 款 公債費の支出済額は、2 億 9,807 万 3,780 円で、地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

33 ページをお開き願います。

以上、最下段の歳出合計は、92 億 3,697 万 2,171 円でございます。

なお、35 ページから 42 ページまでの「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」につきましては、勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、「平成 26 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定」につきましてはの提案理由の説明とさせていただきます。

配付いたしております「決算審査意見書」並びに「決算に関する主要な施策の成果」をご参照の上、ご審議いただき、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 ご異議なしと認め、原案のとおり、認定することに決しました。

次に、日程第 4 議案第 14 号 枚方寝屋川消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第 14 号 枚方寝屋川消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 9 ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、消防本部を現在の消防本部庁舎から新消防本部庁舎へと移転することに伴いまして、消防本部の位置等について定めた本条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。
11ページをお開き願います。

第3条は、消防本部の位置及び名称を定めるものでございますが、消防本部の位置を枚方市大垣内町2丁目10番22号から枚方市新町1丁目7番11号に変更するものでございます。

10ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日を平成28年2月8日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、決することに決しました。

次に、日程第5 議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第15号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法が改正されまして、本年10月から共済年金が厚生年金に統一されたことに伴いまして、条例で規定している根拠法を「地方公務員等共済組合法」から「厚生年金保険法」に改めるものでございます。

また、法の適用外となっている枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害の補償につきまして、法改正の適用を受ける正職員と同様の取り扱いとするよう改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをお開きください。本条例の改正文でございますが、条文の朗読を省略させて頂きまして、改正内容について19ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、「枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例」につきまして、第3条第2項の、退職者の傷病の程度の取り扱いについて、その根拠法を改めるものでございます。

次に、「枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」につきましては、同一の事由により、公務災害制度による補償と共済年金制度による補償を併せて受給する場合について、重複部分の調整率を、正職員と同様の取り扱いとなるよう改めるものでございます。

次に、議案書23ページをお開き下さい。

「枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例」につきましては、附則の第3項の特定警察職員等に関する規定を、「厚生年金保険法」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の16ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を公布の日とし、「枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」附則第5条の規定については平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2項から第4項につきましては、「枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の一部改正に伴う経過措置についての規定でございます。第2項につきましては、適用日前に生じた事由による補償は、改正後の調整率を適用しないことを規定したもので、第3項につきましては、適用日である平成27年10月1日から、施行日前日までの間に支払った補償を、改正後の条例により支

払ったものとみなす旨を規定したものでございます。

第4項につきましては、適用日前に発生した事由について、共済年金制度による職域部分の補償と公務災害制度の補償を2重で調整を行わないための措置を講じるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第16号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。角石予防部長。

○角石信宏予防部長 ただいま上程いただきました議案第16号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書25ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、百貨店やホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の方が利用される建物において、ひとたび火災が起これば多くの死傷者が発生する恐れのある防火対象物を、利用者自らがその建物の危険性に関する情報を入手し、利用の適否を判断できるようにするため、重大な消防法令違反が認められる防火対象物の公表制度を定めるものでございます。

それでは、この度の改正内容につきまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、26ページをお開き願います。

第48条の規定の次に第48条の2を加えるものであり、第1項につきましては、防火

対象物の消防用設備等の設置状況が法令基準に違反している場合、消防長は、当該防火対象物を利用する市民に対し、違反している旨を公表することができることとするものでございます。

第2項につきましては、消防長は、法令基準に違反している防火対象物を公表する場合は、事前に公表する旨を当該防火対象物の関係者に周知することとするものでございます。

第3項につきましては、公表する防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きを、枚方寝屋川消防組合火災予防規則で定めることとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 一般質問を行います。

一般質問については、手塚議員から通告がありましたので、質問を許します。

手塚議員。

○手塚隆寛議員 私の方から質問をさせていただきます。

市民の方から、「枚方寝屋川消防組合と自衛隊大阪地方協力本部の職員募集の共同のポスターが貼られている。非常に違和感を覚える。何故なのか。」との声が私のところに届いています。これまでこのようなことは無かったように思います。

私も、この話を聞いて違和感を覚えました。

消防と自衛隊の役割は違うと思いますが、その役割の違いについてお尋ねします。

また、このポスターが作られた経緯と理由についてお尋ねします。

○池上典子議長 手塚議員の質問が終わりました。答弁を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 手塚議員のご質問にお答えいたします。

本年2月に自衛隊大阪地方協力本部から自衛隊との共同の職員募集ポスター作成について依頼がございまして、検討しましたところ、ポスターの作成費用や掲示については、全て自衛隊側で負担していただけるため、費用面や広報効果など本消防組合に十分にメリットがあることから、共同での作成に至ったものでございます。

次に、自衛隊につきましても、防衛という任務以外に自衛隊法第83条の災害派遣の規定に基づき、各種災害発生時に被災者の救助や捜索等の活動が任務とされており、消防と同様の役割が課せられています。

大規模災害発生時において、消防と自衛隊との連携は不可欠であることから、職員募集ポスターの写真につきましても、被災地での活動写真を掲載したものでございます。

○池上典子議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。手塚議員。

○手塚隆寛議員 再質問というよりは、要望をさせていただきます。

消防と自衛隊の役割は基本的には違うものだと考えております。

確かに災害救助も自衛隊の任務には入っていますが、自衛隊の任務は自衛隊法第3条で、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」とされています。災害救助が主たる任務ではなくこれは従たる任務と言えます。

特に、安全保障関連法が施行され、海外での軍事行動もありうる状況の中で、自衛隊への応募も減っているようにも聞いています。

消防へは、多くの市民のみなさんが好感情を持っておられますが、自衛隊への市民感情は様々なものがあります。

自衛隊との共同ポスターは、消防活動への誤解を招く恐れもあると考えます。

現に、違和感を覚えた市民がおられることも事実です。

また、共同ポスターによって特に応募が増えたということにつながったようでもない聞いております。

共同のポスターをわざわざ作成する必要はないと考えます。

よって今後は、共同ポスターの作成は見直していただくよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○池上典子議長 これにて手塚議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして本日の会議に付された案件は、すべて終わりました。

閉会に際し、管理者からのあいさつをお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末、ことのほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定・ご可決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人ひとりが一層気を引き締め、年末年始の業務にあたってまいる所存です。

なお、新春恒例の「消防出初式」につきましては、1月10日（日）午前10時から寝屋川市太間地先 淀川河川公園 木屋元地区ラグビー場において、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。

寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様には是非ご臨席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○池上典子議長 管理者のあいさつが終わりました。それでは私からも閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、年末、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

またこの一年間、消防組合議会の運営などに、ご協力・ご支援を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方には、つつがなく新年を迎えられますよう高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

(午前10時47分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成27年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 池上典子

枚方寝屋川消防組合議会

議員 漆原周義

枚方寝屋川消防組合議会

議員 北川健治